

板橋区児童発達支援センターサービス推進事業補助金交付要綱

(平成 29 年 4 月 1 日区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人、日本赤十字社法（昭和 27 年法律第 305 号）により設立された日本赤十字社、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 2 章及び第 3 章の規定により設立された一般社団法人（公益社団法人を含む。）及び一般財団法人（公益財団法人を含む。）、医療法（昭和 23 年法律第 270 号）第 39 条第 2 項に規定する医療法人、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人又は宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 4 条第 2 項に規定する宗教法人（以下これらを総称して「法人」という。）が、板橋区の区域内に設置する児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 43 条に規定する児童発達支援センターの運営に要する経費の一部を補助することにより、施設を利用する児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助対象施設)

第 2 条 この補助金は、法人が板橋区内に設置し、かつ、適正な運営が行われている児童発達支援センターを交付の対象とする。（補助対象施設を以下「事業所」という。）ただし、定員（児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援に係る定員をいう。以下同じ。）が 20 人未満であるものを除く。

(補助対象経費)

第 3 条 この補助金の交付対象となる経費は、事業所の運営に要する経費とし、補助金の交付額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。（1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）

- (1) 基本補助
- (2) 努力・実績加算
- (3) 福祉サービス第三者評価受審経費

(基本補助)

第 4 条 基本補助について、別表 1 に定める定員規模別の単価に各月初日の定員を乗じて得た額とする。ただし、各月初日の定員に次に掲げる児童が含まれる場合は、「各月初日の定員」を「各月初日の定員から当該児童の人数を除いた数」に読み替える。

- (1) 都外市町村の障害児通所給付費の支給決定及び措置に係る児童
- (2) 東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要領の適用を受ける児童

2 前項の規定にかかわらず、3 年（当該年度及び過去 2 か年度）に一度以上、東京都の福祉サービス第三者評価を受審していない場合は、同項により算定した額に 0.5 を乗じて得た額とする。ただし、新規開設施設については、「3 年（当該年度及び過去 2 か年

度)に一度以上」を「開設から3年(開設年度の翌々年度まで)に一度以上」に読み替える。

(努力・実績加算等)

第5条 事業所が次の各号に掲げる加算項目のうち該当するものについて、別表2により算定した額の合計額とする。

(1) 障がい者等雇用加算

次に掲げるいずれかの者(ただし、特定就職困難者雇用開発助成金その他の助成金の対象となる者を除く。)を職員配置基準以外に雇用し、その総雇用時間(有給休暇及び超過勤務等を含む。)が400時間以上である場合

ア 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所有する者

イ 満60歳以上65歳未満の者

ウ 母子家庭の母若しくは寡婦又はこれらに準じて取り扱うべき者

(2) 障がい児早期療育支援加算

次に掲げるいずれかの児童であって、児童の障がいにあった個別指導等を実施する必要があると施設長が認め、家庭等へ訪問し、又は通常のサービス提供時間を超えて個別指導等を実施した場合

ア 愛の手帳1度又は2度を有している児童

イ 身体障害者手帳1級又は2級を有している児童

(3) 就学支援加算

ア 在園児

在園している就学前半年の児童であって、就学前の支援が必要であると施設長が認め、家庭訪問による個別援助・相談、発達・言語・健康等に係る支援、情報や知識の提供又はその他の必要な支援を実施した場合

イ 卒園児

在園している児童のうち卒園し就学することが見込まれる児童であって、卒園後の支援が必要であると施設長が認め、学校等との連絡調整、家庭訪問等による児童・保護者へのサポート又はその他の必要な支援を記載した支援計画書を作成した場合

(4) 乳児加算

1歳未満の乳児に対して、早期訓練を行った場合

2 福祉サービス第三者評価受審経費

東京都の福祉サービス第三者評価の受審に係る経費について、別表3により算定した額とする。

(交付の申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする事業所は、補助金交付申請書(別記第1号様式)に関係書類を添えて、板橋区長(以下「区長」という。)の指定する期日までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めた場合は、交付を決定し、事業所に対して交付決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

2 区長は、次のいずれかに該当する事業所に対して補助金を交付することが適当でないと認めたときは、補助金の不交付決定を行い、補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、通知するものとする。

- (1) 児童福祉法、社会福祉法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したもの。
- (2) 児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、社会福祉法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反した法人が設置するもの。
- (3) 児童福祉法及び社会福祉法の規定に基づき東京都が実施する指導検査における行政指導（文書による指摘に限る。以下同じ。）について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの。
- (4) 板橋区と東京都による協議において決定されたもの。

(変更交付の申請及び決定)

第8条 この補助金の交付申請の内容を変更しようとする事業所は、変更交付申請書（別記第4号様式）に関係書類を添えて、区長の指定する期日までに提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の変更交付をすることが適当と認めたときは、補助金の変更交付決定を行い、補助金の変更交付決定通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。なお、補助金を変更交付することが適当でないと認めたときは、補助金変更不交付決定通知書（別記第6号様式）により事業所に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 事業所は、補助金の交付決定を受けたときは、請求書（別記第7号様式）により、別に定める時期ごとに補助事業の執行状況に応じた補助金の額を請求することができる。

2 区長は、前項の請求書が提出されたときは、補助金を交付する。

(交付の条件)

第10条 この補助金は、次の各号に掲げる条件を付して交付する。

(1) 事情変更による決定の取消し等

区長は、交付の決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(2) 承認事項

事業所は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき（ただし、軽微なものを除く）。

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(3) 事故報告等

事業所は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 状況報告

事業所は、区長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況に関し、書面により報告しなければならない。

(5) 遂行命令及び遂行の一時停止命令

ア 区長は、事業所が提出する報告、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査若しくは報告又は事業所の实地調査等により、補助事業がこの補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業所に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずる。

イ 事業所がアの命令に違反したときは、区長は、事業所に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(6) 補助金の実績報告

事業所は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書（別記第 8 号様式）を提出しなければならない。同条第 2 号のイの規定により廃止の承認を受けた場合もまた同様とする。

(7) 補助金の額の確定

区長は、前号の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（別記第 9 号様式）により事業所に対して通知する。

(8) 是正のための措置

区長は、前号の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、事業所に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずる。

(決定の取消し)

第 11 条 区長は、事業所が次の各号のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

(4) 事業の実施内容に不備があると認められたとき。

(5) 法令に基づく指導を受けてなお改善がなされていないと認められたとき。

2 前項の規定は、前条第7号の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第12条 区長は、第10条第1号又は前条の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

2 区長は、第10条第7号の規定により事業所に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助金確定通知書（別記第9号様式）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第13条 事業所は、第11条第1項の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取り消され、補助金の返還を命じられたときは、補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命じられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 前項の規定により事業所が納付した違約加算金は、事業所の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

3 事業所は、補助金の返還を命じられたにもかかわらずこれを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

4 前項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第14条 区長は、事業所に対し、補助金の返還を命じ、事業所が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、事業所に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時

停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(帳簿等の整備保管)

第 15 条 事業所は、運営法人会計基準により必要な帳簿類のほか、施設ごとに次の帳簿等を整備しておかなければならない。

(1) 利用児の支援に関する帳簿

利用児名簿、支援（事業）日誌、利用児出席簿等

(2) 管理・会計に関する帳簿

事業計画書、職員名簿、出勤簿、給与支給台帳、予算書及び決算書、現金出納簿、証票書類、備品関係台帳

(3) その他必要な帳簿等

2 事業所は、前項の規定により作成された関係書類を、当該事業の属する会計年度終了後 5 年間整理保管しなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

別表 1 （第 4 条第 1 項関係）

基本補助単価

種別	定員規模	月額単価 (一人当たり)
主として難聴児以外 を通わせる施設	2 0 人	41, 300
	2 1 ～ 3 0 人	31, 500
	3 1 ～ 4 0 人	25, 800
	4 1 ～ 5 0 人	23, 000
	5 1 ～ 6 0 人	20, 700
	6 1 ～ 7 0 人	19, 400
	7 1 ～ 8 0 人	18, 100
	8 1 ～ 9 0 人	17, 400
	9 1 ～ 1 0 0 人	16, 500
	1 0 1 ～ 1 1 0 人	16, 100
	1 1 1 ～ 1 2 0 人	15, 500
主として難聴児を 通わせる施設	3 0 人以下	12, 700
	3 1 ～ 4 0 人	11, 600

別表 2（第 5 条第 1 項関係）

努力・実績加算

加算の種類	単価		算定基準
障がい者等雇用加算	400～799 時間	435, 000	総雇用時間数に応じた金額 （1 施設当たり年額）
	800～1, 199 時間	726, 000	
	1, 200～1, 599 時間	1, 016, 000	
	1, 600～1, 999 時間	1, 306, 000	
	2, 000～2, 399 時間	1, 597, 000	
	2, 400 時間以上	1, 887, 000	
障がい児早期療育支援 加算		（月額） 11, 610	単価×各月初日の加算対象 者数
就学支援加算	在園児	（月額） 11, 610	単価×各月初日の加算対象 者数 （一人当たり 6 月を限度）
	卒園児	（年額） 46, 440	単価×加算対象者数
乳児加算	月 齢 0 ～ 3 か月	（月額） 21, 780	単価×各月初日の加算対象 者数
	月 齢 4 ～ 6 か月	（月額） 10, 930	
	月 齢 7 ～ 1 2 か月	（月額） 5, 500	

別表 3（第 5 条第 2 項関係）

福祉サービス第三者評価受審経費

種類	算定基準
第三者評価受審経費	第三者評価受審に係る評価機関への支払額（ただし、 7 0 万円を上限とする。）

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

法人名
代表者名
事業所の所在地

事業所名

板橋区児童発達支援センターサービス推進事業補助金交付申請書

年度板橋区児童発達支援センターサービス推進事業補助金について、次の金額を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

申請額 金 円

（申請書類）

- 1 年度板橋区児童発達支援センターサービス推進事業補助金所要額調書
別紙1のとおり
- 2 補助金算定内訳
別紙2のとおり
- 3 添付資料
 - （1）障がい者等雇用加算雇用名簿
添付様式1のとおり
 - （2）障がい児早期療育支援加算対象者名簿
添付様式2のとおり
 - （3）就学支援加算対象者名簿
添付様式3のとおり
 - （4）乳児加算対象者名簿
添付様式4のとおり
 - （5）福祉サービス第三者評価の受診状況
添付様式5のとおり
 - （6）その他添付書類

法人名
代表者名
事業所の所在地

事業所名

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度板橋区児童発達支援センターサービス推進事業補助金を、下記により交付する。

年 月 日

板橋区長

記

- | | | | |
|---|------|----------------|---|
| 1 | 交付金額 | 金 | 円 |
| | | (分割支払内訳) 第1四半期 | 円 |
| | | 第2四半期 | 円 |
| | | 第3四半期 | 円 |
| | | 第4四半期 | 円 |
- 2 交付条件
- (1) この補助金は、交付申請記載の事業以外に使用しないこと。
- (2) 年度終了後、20日以内に実績報告書を提出すること。
- (3) 板橋区児童発達支援センターサービス推進事業補助金交付要綱を遵守すること。
- (4) 上記(1)から(3)までのいずれかを違反した場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- 3 申請の取り下げ
- この補助金の交付決定の内容又はこれに付した交付条件に異議があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して14日以内に申請を取り下げることができる。

法人名
代表者名
事業所の所在地

事業所名

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度板橋区児童発達支援センターサービス推進事業補助金を、下記により交付を不決定とする。

年 月 日

板橋区長

記

1 不交付決定の理由

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

法人名
代表者名
事業所の所在地

事業所名

補助金変更交付申請書

年度板橋区児童発達支援センターサービス推進事業補助金について、次の金額を変更交付されたく、関係書類を添えて申請します。

変更申請額 金 円

（申請書類）

- 1 年度板橋区児童発達支援センターサービス推進事業補助金所要額調書（変更）
別紙1のとおり
- 2 補助金算定内訳
別紙2のとおり
- 3 添付資料
 - （1）障がい者等雇用加算雇用名簿
添付様式1のとおり
 - （2）障がい児早期療育支援加算対象者名簿
添付様式2のとおり
 - （3）就学支援加算対象者名簿
添付様式3のとおり
 - （4）乳児加算対象者名簿
添付様式4のとおり
 - （5）福祉サービス第三者評価の受診状況
添付様式5のとおり
 - （6）その他添付書類

法人名
代表者名
事業所の所在地

事業所名

補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった 年度板橋区児童発達支援
センターサービス推進事業補助金を、下記により交付する。

年 月 日

板橋区長

記

1 交付金額 金 円

(支払内訳) 既交付決定額 円
追加交付決定額 円
(分割支払い内訳)

2 交付条件

- (1) この補助金は、交付申請記載の事業以外に使用しないこと。
- (2) 年度終了後、20日以内に実績報告書を提出すること。
- (3) 板橋区児童発達支援センターサービス推進事業補助金交付要綱を遵守すること。
- (4) 上記(1)から(3)までのいずれかを違反した場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

3 申請の取り下げ

この補助金の交付決定の内容又はこれに付した交付条件に異議があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して14日以内に申請を取り下げることができる。

法 人 名
代表者名
事業所の所在地

事業所名

補助金変更不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度板橋区児童発達支援センターサービス推進事業補助金を、下記により変更交付しない。

年 月 日

板橋区長

記

1 変更不交付決定の理由

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

法 人 名
代表者名
事業所の所在地

事業所名

補助金交付請求書

請求金額	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし、 年度板橋区児童発達支援センターサービス推進事業補助金
として上記金額を請求いたします。

第8号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

法人名
代表者名
事業所の所在地

事業所名

板橋区児童発達支援センターサービス推進事業補助金実績報告について

年度板橋区児童発達支援センターサービス推進事業補助金にかかる実績報告として、次のとおり関係書類を添えて報告します。

（申請書類）

- 1 年度板橋区児童発達支援センターサービス推進事業補助金精算書
別紙1のとおり
- 2 補助金算定内訳
別紙2のとおり
- 3 添付資料
 - （1）障がい者等雇用加算雇用名簿
添付様式1のとおり
 - （2）障がい児早期療育支援加算対象者名簿
添付様式2のとおり
 - （3）就学支援加算対象者名簿
添付様式3のとおり
 - （4）乳児加算対象者名簿
添付様式4のとおり
 - （5）福祉サービス第三者評価の受診状況
添付様式5のとおり
 - （6）その他添付書類

法 人 名
代表者名
事業所の所在地

事業所名

補助金確定通知書

年 月 日付け 板 第 号で交付決定した 年度板橋区児童
発達支援センターサービス推進事業補助金については、下記のとおり確定する。

年 月 日

板橋区長

記

1 補助金確定額 金 円

2 返還金がある場合

板橋区児童発達支援センターサービス推進事業補助金交付要綱第12条に基づき、
年 月 日までに返還するよう命じる。

- | | |
|------------|---|
| (1) 補助金確定額 | 円 |
| (2) 既交付済額 | 円 |
| (3) 返還額 | 円 |

注：これは、先に提出された 年度補助金に係る実績報告書について交付決定の
内容及びこれに付した条件に適合していると認められたことにより通知するものであ
る。